

ハイブリッド品種(ヨーロッパ品種とアメリカ品種の交配種)によるオーストリアの地域特産ワイン Uhudler

高橋 梯二

この品種は、約 100 年前にフィロキセラ対策としてオーストリアで作出された Uhudler といわれる品種で、単一の品種ではなく複合品種の総称である。基本的にはヨーロッパ品種のヴィニフェラ種とアメリカ品種(たとえば Ripatelle, Delaware, Concordia, Elvira など)とのハイブリッド品種である。100 年の栽培の歴史の中で栽培の禁止や制限などがなされたが、オーストリアのバーゲンランド (Burgenland) 州で特産ワインとして生き延び、今では、相当の人気を博しているワインである。

果実は黒ブドウが多いが白ブドウもある。主として赤ワイン、ロゼワインとして造られ、今ではロゼが多いようである。ワインとしては野生のいちごやラズベリーの香りが強いのが特徴で、いわゆるフォクシー香もある。また、この品種の名前は、オーストリアでフクロウを意味する「Uhu」に由来するとされ、Uhudler のワインを飲み過ぎるとフクロウのようになるといわれていたからとされる。Uhudler は、マスカット・ベリーAに似ている品種と思われる。

オーストリアでもハイブリッドのブドウとワインは、絶えず議論となってきた。1936 年にはハイブリッド品種をワイナリーが栽培することが法令によって禁止され、1937 年にはこの品種によるワインを他のワインに混合することも禁止された。1961 年にはこのワインは家庭消費ワイン (House drinks) に位置づけられ、ワイナリー当たり年間 3,000 リットルまでの生産に制限された。しかし、オーストリアワインのスキャンダルにより 1985 年に全面禁止となったが、Uhudler のワインは造り続けられ、密造酒として摘発され廃棄されたこともあった。1992 年になると一部生産制限があるものの法律によって栽培が可能となった。

しかし、1995 年の EU への加盟によって、新たな問題が生じた。EU はワイン規則によってハイブリッド品種であってもいくつかの品種の栽培は禁止している。たとえば、Uhudler の品種に含まれる Isabelle の品種も禁止になっている。オーストリアの制度は EU ワイン法に反するのではないかという問題であった。EU との協議では Uhudler の品種は 2030 年までは臨時措置として認められることになった。

その後、オーストリアでは対応措置が検討され、一時はフルーツワインの品種に分類する案もあったが、Uhudler の品種の中で 9 つの品種が EU の認めるヨーロッパ高貴品種とのハイブリッドであることがわかり、オーストリア政府は、これらの 9 品種については EU 規則に適合した品種と判断し、栽培を正式に認めることを 2016 年 4 月に決定した。

なお、Uhudler のワインを保護地理的表示に登録する案も検討されているようである。



Uhudler のブドウ



Uhudler のワインを造る伝統的なワイナリーの建物

以上、オーストリアのワイン法関係弁護士 Sascha Salomonowitz 氏からの情報による。

参考

ヨーロッパにおけるアメリカ品種およびハイブリッド品種のワイン法上の取り扱い。

19世紀半ばのフィロキセラのヨーロッパへの侵入が始まって以来、その大きな被害からの回復措置が検討されたが、なかなか有効な対策が見出されず、フランスを始めヨーロッ

パではフィロキセラに抵抗力があるアメリカ品種が導入された。アメリカ品種はワインにすると風味が極めて劣ることから、ヨーロッパ品種との交配がなされ、これらの品種は広く普及した。また、アメリカ品種によるワインが、ヨーロッパのワインに香りをつけるため混合されてもいた。

しかし、アメリカ品種を台木とし、ヨーロッパ品種を接木することが開発され、さらに20世紀に入るとワインの生産が回復し、過剰生産の傾向が現れると、ヨーロッパ各国はアメリカ品種と交配種（ハイブリッド）を制限する措置をとり始めた。たとえば、フランスの原産地呼称法（1919年法）では、「Hybrides producteurs directs のからのワインは、いかなる場合も原産地呼称の権利を有しない」と定められた（同法第10条）。

1919年以降ヨーロッパではワインの過剰傾向が強くなり、1929年の世界恐慌により需要が減退し過剰はさらに深刻になった。ヨーロッパではこの頃から過剰生産の防止措置がとられるようになり、たとえば、フランスでは、ワイン生産規範法が1931年に制定され、過剰を調整する措置がとられた。この過剰対策の後半の措置として、1934年にはアメリカ品種およびハイブリッド品種の栽培とそのワインの販売が禁止された（セイベル、バコなどの交配種は禁止の例外となった）。また、その他のヨーロッパ諸国においても同様の禁止措置が導入され、オーストリアでは1936年に栽培の禁止措置が導入された。

アメリカ品種およびハイブリッド品種の抑制がとれるようになるまでの間に、ヨーロッパではこれらの品種の風味や健康上の問題についての悪評が流布した。しかし、作りやすく病害抵抗性も強いこれら品種はブドウ栽培者にとっては魅力でもあり、栽培禁止措置に対してはブドウ栽培者からの抵抗はかなり強かったようである。「ワインの文化史」の著者のジルベール・ガリエ氏は「農民の執着は強かった。そうした農民の品種とワインは今もって消え去ったわけではない。そうして生きながらえてきたのは、農民にとって持たざる者の象徴にはかならなかつたからである」としている。

EUでワイン規則が制定されるようになると、このアメリカ品種とハイブリッド品種の栽培等に関する制限措置は、引き継がれ、現在のEUのワイン規則では、「栽培可能としてEU加盟国が指定できる品種は、ヴィティス・ヴィニフェラに属する品種、又は、ヴィティス・ヴィニフェラとその他のヴィティスとの交配種のみとする（ただし、Noa, Othello, Isabelle, Jacquez, Clinton, Herbemont は除く）」と定められている（2008年理事会規則第24条第1項）。また、可能な品種を指定するのは加盟国の権限とされている。さらに、生鮮ブドウ、果汁、果汁調製品、ワインを含みワインの原料となる製品については域外からの輸入品をワインの製造過程で使用することが禁止されており（2008年理事会規則別表VI）、アメリカ品種やハイブリッドの品種による原材料は輸入することによってEUのワインに入り込むことはできないことになっている。

このように、EUワイン法ではアメリカ品種およびハイブリッド品種の栽培と利用は厳しく規制されている。この目的は、ワインの風味や品質の低下の防止及びワインの増産要因

の除去にあり、さらに、ヨーロッパのヴィニフェラによるワインとは風味がかなり異なるワインがヨーロッパのワインに多く入り込むことは、ヨーロッパの長い伝統に基づくワインの風味の基準に混乱を及ぼすことになる恐れがあったからとも思われる。いずれにしてもEUワイン法の以上の品種規制はEUのワイン政策（ワイン法）の重要な柱の一つとなっている。